

8 総庶第 2150 号

令和 8 年 9 月 30 日

丸 亀 市 議 会 議 員 様

丸亀市長 松 永 恭 二

追 加 議 案 の 提 出 に つ い て

令和 8 年丸亀市議会 9 月定例会に下記の議案を別紙のとおり追加提出します。

記

議案第 97 号 中讃広域行政事務組合同規約の一部を変更する規約の一部変更について

議案第97号

中讃広域行政事務組合規約の一部を変更する規約の一部変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、関係市町と協議の上、中讃広域行政事務組合規約の一部を変更する規約の一部を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和8年10月7日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

中讃広域行政事務組合規約の一部を変更する規約

中讃広域行政事務組合規約(昭和46年香川県知事許可)の一部を変更する規約(令和8年9月15日丸亀市議会原案可決)の一部を次のように変更する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

改正後		改正前
附 則		附 則
		(施行期日)
1 この規約は、令和9年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、香川県知事の許可のあった日から施行する。		1 この規約は、令和9年4月1日から施行する。
		(経過措置)
2 略		2 略
3 改正後の規約第3条第12号及び第13号に関する事務を共同処理するため必要な準備行為は、この規約の施行の日前においても行うことができる。		

附 則

この規約は、香川県知事の許可のあった日から施行する。

提 案 理 由

議案第 97 号

中讃広域行政事務組合規約の一部を変更する規約の一部変更につきましては、丸亀市、善通寺市、多度津町の消防広域化に伴い、令和 9 年 4 月 1 日付けで採用する消防職員の募集に関し、令和 8 年度中に中讃広域行政事務組合において実施する必要性が生じたことから、採用試験を行うことができる内容を附則に追加し、法的根拠を明確にするものであります。

以上の組合規約の一部変更について、地方自治法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。